

平成30年度  
山武市看護学生奨学金等貸付募集要項



平成29年11月

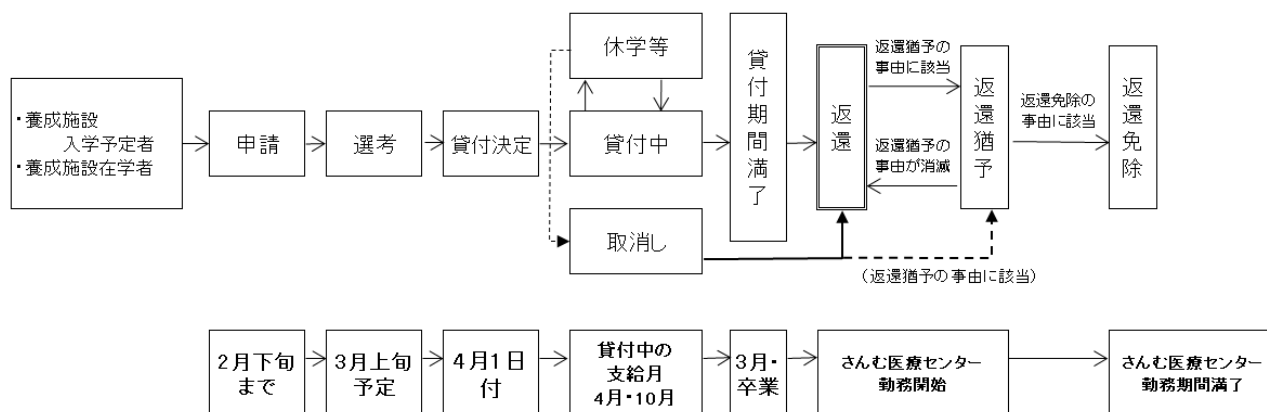
保健福祉部 健康支援課

## 一 制度の概要 一

地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「さんむ医療センター」という。）の看護師等の確保を図るため、将来、**看護師又は助産師**としてさんむ医療センターの業務に従事しようとする看護学生に対し、修学等に必要な奨学金を貸付けします。

※詳細については、山武市看護学生奨学金貸付に関する条例及び同施行規則をご覧ください。

### 【貸付制度のフロー】



### 1. 申請資格

さんむ医療センターにおいて看護業務に従事する意思のある看護学生。

※国、地方公共団体及び医療機関（さんむ医療センターを除く）等の看護師等修学資金等の貸付けを受けている者、若しくは、受けた者でその返還の債務の履行を終えていない者等を除きます。

※さんむ医療センター看護師奨学金制度と併用することは可能です。詳しくは、さんむ医療センターへ直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】さんむ医療センター 総務課 電話0475-82-2521（代表）

本制度は、看護師又は助産師の育成を図ることを目的とした貸付けではありますが、貸付が免除される条件を満たさない場合はすべて返還（有利子）となりますので、ご注意ください！！

### 2. 貸付金額

看護学生奨学金 月額5万円 半年ごと（4・10月）に6ヶ月分を交付

### 3. 貸付期間

貸付決定の月から、看護師等養成施設課程修了の月まで。

（ただし、4年を限度とし、養成施設高等学校の場合は5年を限度とします。）

### 4. 募集人数

看護師 18名以内 / 助産師 2名以内

## 5. 申請方法

次の書類を、看護学生奨学金貸付申請書（第1号様式）に添えて、持参または郵送により提出してください。申請用紙は、ホームページよりダウンロードすることも可能です。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票の写し（世帯全部・省略のないもの）
- (3) 在学又は入学を証する書類
- (4) 在学する養成施設の長又は学部長の推薦調書（第2号様式）
- (5) 成績証明書
- (6) 看護師免許の写し（資格がある場合）
- (7) 保証書（第3号様式）
- (8) 保証人の印鑑登録証明書
- (9) 保証人の住民票の写し（個人・省略のないもの）

※募集要項に記載されている書類以外にも必要に応じて、所得証明書等の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

### 【保証人について】

申請時には、保証人を2名立てていただく必要があります。申請者が未成年の場合は、保証人のうち1名を親権者又は未成年後見人としてください。

保証人となれる人は、成年で独立の生計を営み、奨学金の償還及び利息の支払いの債務を、連帯して負担する責任を負うことができる者としてします。このため、同一生計内から2名立てることはできません。

提出書類	養成施設入学予定者	養成施設在学者
看護学生奨学金貸付申請書（第1号様式）	○	○
履歴書	○	○
住民票の写し（世帯全部・省略のないもの）	○	○
在学又は入学を証する書類	○ 入学を証する書類	○ 在学証明書
在学する養成施設の長または学部長の推薦調書（第2号様式）	×	○
成績証明書	○ 高校等が発行するもの	○ 在学する学校が発行するもの
看護師免許の写し（資格がある場合）	×	○
保証書（第3号様式）	○	○
保証人の印鑑登録証明書	○	○
保証人の住民票の写し（個人・省略のないもの）	○	○

## 6. 申請期限

### 平成30年2月23日（金）必着

注）持参の場合、土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は行っていません。

注）郵送で提出する場合は、必ず「書留」にしてください。

## 7. 選考方法

申請書類および面接による審査

※面接の日時および会場については、別途連絡します。（3月上旬に郵送にて通知予定）

## 8. 奨学金の償還（返還）免除

看護課程を修了し、看護師免許又は助産師免許取得後、直ちに、貸付期間と同期間（1年未満の月数があるときは、これを1年とする。）、看護師又は助産師としてさんむ医療センターに勤務したとき、奨学金の償還及び利息を全て免除します。

※追加書類として「借用証書」及び「保証人の印鑑証明書」等を提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

## 9. 奨学金の償還（返還）

退学、研修課程中止など貸付け目的を達成する見込みがなくなったとき、又は看護師等養成施設を卒業した日から2年以内に看護師等免許を取得しなかったときなどは、奨学金の貸付けを中止し、原則一括にて償還（返還）していただきます。（その他償還についてのご相談は、随時対応いたします。）

※追加書類として「借用証書」及び「保証人の印鑑証明書」等を提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

### （1）償還利息

奨学金の貸付けが中止されたときや、目的を達成する見込みがなくなったと判断されたときには、償還決定の日から償還の日までの日数に応じ、年2.7%の割合（平成29年11月8日現在。実際は、償還が生じた年の特例基準割合により算出します。）で計算した償還利息を支払っていただきます。

### （2）延滞利息

奨学金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額に年9.0%の割合（平成29年11月8日現在。実際は、償還が生じた年の特例基準割合により算出します。）で計算した延滞利息を支払っていただきます。

〔お問い合わせ〕

・書類提出先 〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地  
山武市 保健福祉部 健康支援課

電話 0475-80-1173 Fax 0475-80-1177

